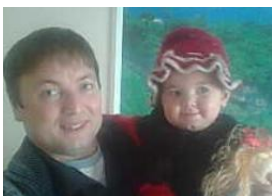


拷問被害者の家族に絵本を贈りましょう！

先月のUAニュースで、中央アジアの拷問被害者の家族への支援を呼びかけました。その呼びかけを受けて贈られたプレゼントが予想以上に喜ばれたそうです。これを受け、アクションを5月末まで延長することになりました。中央アジアの正月は過ぎましたが、引き続き皆さんの温かい支援をお願いします。

被害者の方々を改めてご紹介します。詳細は先月号に掲載しています。



ディムラト・カイダロフさんはキルギスの弁護士です。ある日キルギスの警官隊に拘束され拷問を受け、殺人の自白を強要されました。もし裁判で有罪となれば終身刑になる可能性があります。



罪判決を受けています。

ディミトリ・ティアンさんは、カザフスタン警察に拷問を受け、殺人の自白を強要されました。その後、不正な裁判によって懲役25年の有



イーホーム・イスモノフさんは、タジキスタンの内務省に捕らえられ、拷問されました。その後、不当な裁判で懲役8年の実刑を受けました。その後、6年に減刑されています。

拷問被害者の子どもは、孤独に陥りやすく、ものごとの状況が飲み込めずに混乱したり、怯えたりすることが度々あります。家計を支えていた父親が連行され、過酷な状況に置かれていると感じ、その影響を生活のあらゆるところで受けています。日常の些細なことへの恐怖、経済的なしわ寄せなど心身両面に及びます。そんな子どもたち

に、自分の国の絵本やぬり絵を送ることで、世界中に支援者がいることを伝えましょう！

関税を考慮して、プレゼントはできるだけ小さなサイズが望ましいです。その点から本は最適です。言葉の壁がありますので、同じ本でも挿絵の多い絵本や写真集などがお勧めです。皆さんが住む街や自然を紹介する本もいいでしょう。ただ、宗教的な内容やメッセージが入った本は避けたいほうが賢明です。

ぬり絵の本であれば、色鉛筆やフェルトペンを一緒に送ると喜ばれます。本以外では、中央アジアではボタンダウンの綿シャツを送る風習がありますので、そういったシャツを送るのも良いでしょう。包みは、あくまでも小振りにしてください。

〔送り先〕

- 1) ディムラト・カイダロフさんのお子さん
(8歳・3歳の女の子と、10歳の男の子)

Nigora Khaidarova (氏名)
Ul Mamin Palvan 16 (住所)
Uchastok Nariman
Karasuiskii Raion
KYRGYZSTAN

- 2) ディミトリ・ティアンさんの息子さん (7歳・10歳)

Irine Khan (氏名)
dom 63, kvartira 128, (住所)
Prospekt Abay,
010000 Astana,
KAZAKHSTAN

- 3) イーホーム・イスモノフさんの息子さん (6歳・9歳)

Tatiana Khatyukhina (氏名)
Tsent po Pravam Cheloveka (Human Rights
Centre)
Ulitsa Tanburi 32-33
Gorod Khujand
Sogdiiskaya Oblast

TAJIKISTAN

緊急アクション ～グッドニュース・進捗～

〔モルジブ〕

モルジブの少年裁判所は、15歳の少女を、「密通」の刑で有罪とし、自宅軟禁とむち打ち100回の刑を言い渡しました。

しかし、その後この少女が性的虐待の被害者であることが分かったため、モルジブ政府は、「彼女は被害者として扱われるべきであり、人権が守られるべきである」と発表しました。政府は、性的虐待ほかすべての虐待から子ども守るという観点から人権保護を重視する、としています。

今回のUAの呼びかけに対して、たくさんのアクションをいただきました。アピール文を送ったある日本の支援者には、モルジブ政府よりレターが届きました。ここでも、政府は彼女の保護を約束しています。

〔レターの要旨〕

政府はこの少女への起訴や判決に重大な懸念を表す。少女は性暴力の被害者であり、公正な裁判でその権利が守られるよう、弁護士を通して支援していきたい。今回の少年裁判所の判決は、現状の法的枠組みを見直す必要があることを示している。すべての関係者は、子どものいじめや性的虐待を人権と子どもの利益の視点から考えることが必要である。



Ministry of Foreign Affairs
Maldives
Republic of Maldives

No: 2013/21

MEDIA STATEMENT

Sentencing of Flogging a 15-year-old Sexual Abuse Victim is Deeply Concerning: Government of Maldives

28 February 2013, Malé: The Government of Maldives is deeply concerned by the prosecution and the Juvenile Court's sentence to flog a 15 year-old girl on the charges of pre-marital sex. Though the flogging will be deferred until the girl turns 18, the Government believes she is the victim of sexual abuse and should be treated as such by the State and the society and therefore, her rights should be fully protected. The Government is of the view that the case merits appeal. The girl is under State care and the Government will facilitate and supervise her appeal of the case, via the girl's lawyer, to ensure that justice is done and her rights are protected.

The rights of children are protected under the Convention on the Rights of the Child and corresponding domestic legislation in the Maldives. Protecting the rights of the child, particularly that of the girl child, has always been a top priority of the Government, not only in this Administration, but previous Administrations as well. The Juvenile Court's verdict has brought home the critical and severe need to review existing mechanisms, especially legal framework, available for protecting the rights of the children in the Maldives.

Although the Maldives heralded a modern new democratic Constitution in 2008, much of the corresponding legislation aimed at reforming the criminal justice system and the juvenile justice system remains. While the Act on Special Measures for Perpetrators of Child Sexual Abuse was enacted in 2009, a large number of Bills remain pending that are essential to reform the criminal justice sector. This includes the Criminal Procedure Code, the Amendments to the Child Rights Act as well as the revised Penal Code and the Juvenile Justice Bill. The Government therefore calls on the Parliament to pass these Bills urgently.

The Government also calls on all stakeholders to view cases of child abuse and child-sexual abuse through a human rights lens and to base each case on the best interest of the child.

In view of the urgent attention required for protecting the rights of the children, the Government has established a Committee to review the existing child protection mechanisms, particularly the legal mechanism, in view of the universally accepted norms and principles, and

〔マレーシア〕

カフェの店員として働いているモード・ヒルミ・ハシムさんは、弁護士と面会することができ、クアラルンプールの高等裁判所の法廷に出廷しました。

ハシムさんは、今年2月7日に成立した治安維持法による初めての逮捕者です。彼は罪状もなく拘束され、その後、約2週間、弁護士への連絡も禁じられていました。弁護士は、警察の報告書に対して人身保護令状を適用し、彼は初めて弁護士との連絡が可能となり、裁判所で保護されることとなりました。

〔ソマリア〕

ソマリアの最高裁は、ジャーナリストであるアブディジズ・アブドナ・イブラハムさんの有罪判決を却下しました。彼は、治安警察に強かんされたという女性を取材したために、66日間投獄されていました。一審と二審で有罪になりましたが、最高裁によれば、今回新たに発覚した事実があれば、いずれの法廷でも有罪にはなっていなかったとのことでした。

今回の事件で、警察による女性への対応、政府による事実軽視の実態、また女性のプライバシー侵害など、当局のさまざまな問題が明らかになっています。

各裁判所がいずれの法律をもとに判決を下したのかが不明で、一審と二審の判断にも矛盾が見られます。アブディジズさんのもとの容疑は、強かん被害女性を取材したことです。その取材内容は公表されていません。逮捕の2日前に、カタールのテレビ局アルジャジーラが、難民キャンプの女性が治安警察から強かんや性的嫌がらせを受けていると報じていましたが、アブディジズさんはこの番組に情報を提供したわけではなかったのです。

UA ニュース

発行:アムネスティ・インターナショナル日本

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 2-12-14 晴花ビル 7F

TEL: 03-3518-6777 FAX: 03-3518-6778

E-mail: uaoffice@amnesty.or.jp

UA 年会費 3000 円

郵便振替 00120-9-133251

加入者名 公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本